

(鉄道事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第十条 第九条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の鉄道事業法施行規則(次項において「旧鉄道事業法施行規則」という。)第二十四条の二第一項第一号口の表の指定を受けている試験は、第九条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、第九条の規定による改正後の鉄道事業法施行規則(次項において「新鉄道事業法施行規則」という。)第二十四条の二第一項第一号口の表の登録を受けた試験とみなす。
2 旧鉄道事業法施行規則第二十四条の二第一項第一号口の表の指定を受けた試験に合格した者は、新鉄道事業法施行規則第二十四条の二第一項第一号口の表の登録を受けた試験に合格したものとみなす。
(処分、手続等の効力に関する経過措置)
第十一条 この省令の施行前に、この省令による改正前の道路運送車両法施行規則、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令、救命艇手規則、小型船造船業法施行規則、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則又は鉄道事業法施行規則の規定によりした処分、手続その他の行為は、附則第二条から前条までの規定に定めるものを除き、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令、救命艇手規則、小型船造船業法施行規則、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則又は鉄道事業法施行規則の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。



○国土交通省告示第五百二十八号
道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第三十六条第七項の規定に基づき登録試験機関に選するものとして国土交通大臣が定める外国の機関の告示を次のように定める。
平成十六年五月二十一日 国土交通大臣 石原 伸昭
道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第三十六条第七項に規定する国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示

名 称	住 所	備 考
RW TÜV Fahrzeug GmbH	Adlerstraße 7, D-45307 Essen, Germany	道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)以下「適用関係告示」という。第二十八条第七十四項の適用を受けて行う測定方法(以下「ガソリン10・15モード・11モード法」という。)。適用関係告示第二十八条第七十五項の適用を受けて行う測定方法(以下「ガソリン13モード法」という。)。適用関係告示第二十八条第四十五項の適用を受けて行う測定方法(以下「ディーゼル黒煙3モード法」という。)。適用関係告示第二十八条第七十六項の適用を受けて行う測定方法(以下「ディーゼル10・15モード法」という。)。適用関係告示第二十八

		いう。)。適用関係告示第二十八条第七十三項の適用を受けて行う測定方法(以下「ディーゼル13モード法」という。)。及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)以下「細目告示」という。第四十一条第一項第四号の適用を受けて行う測定方法(以下「ガソリン10・15モード+11モード法」という。))に限る。
TÜV NORD STRASSEVERKEHR GMBH	Am TÜV 1, D-30519 Hannover, Germany	ガソリン10・15モード・11モード法、細目告示第四十一条第一項第十六号の適用を受けて行う測定方法(以下「二輪車モード法」という。)。ディーゼル黒煙3モード法及びディーゼル10・15モード法に限る。
TÜV Kraftfahrt GmbH	Am Grauen Stein, D-50105 Köln, Germany	ディーゼル黒煙3モード法に限る。
TÜV Automotive GmbH	Daimlerstr. 11, D-85748 Garching, Germany	ガソリン10・15モード・11モード法、二輪車モード法、ディーゼル黒煙3モード法及びディーゼル10・15モード法に限る。
TÜH Staatliche Technische Überwachung Hessen	Rüdesheimer Straße. 119, D-64285 Darmstadt, Germany	ガソリン10・15モード・11モード法及びディーゼル黒煙3モード法に限る。
UTAC	Autodrome de Linas-Montlhéry-BP212, F-91311 Montlhéry CEDEX, France	ガソリン10・15モード・11モード法、ディーゼル黒煙3モード法及びディーゼル10・15モード法に限る。
IDIADA	L'Albornar-PO Box 20, E-43710-Santa Oliva, Tarragona, Spain	ガソリン10・15モード・11モード法、二輪車モード法、ディーゼル黒煙3モード法及びディーゼル10・15モード法に限る。
Instituto Nacional de Tecnica Aeroespacial	Carretera de Ajalvir, km4. 28850 Torrejón de Ardoz, Madrid, Spain	ガソリン10・15モード・11モード法に限る。
AVL MTC AB	Armaturvägen 1, SE-13623 Haninge, Sweden	ガソリン10・15モード・11モード法及びガソリン10・15モード+11モード法に限る。

商 司
この告示は、船隻法施行規則第11条を改正する省令(平成十六年国土交通省令第千八百号)の施行の日から施行する。